

調査票

3 障害者手帳を所持していない方への調査

松戸市障害者計画策定のためのアンケート調査 調査ご協力のお願い

日頃より本市行政運営に関し、ご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、松戸市では、今後の障害者施策の推進を図るため、現行の障害者計画を見直し、令和6年度から始まる新たな次期計画の策定に向けて準備をしております。

このアンケート調査は、新たな計画に市民の皆様の意見を反映させるためのもので、令和4年●月●日現在で、障害者手帳をお持ちか障害福祉サービスの対象となる難病指定を受けている方から5,000人、障害者手帳をお持ちでない方から1,000人を無作為に選び、ご協力をお願いするものです。

調査結果は、障害者施策の推進、および次期計画策定のための基礎資料として活用します。また、無記名で行い統計的に処理するため個人が特定されたり、個別の回答を公表することはありません。

お忙しいところ誠に恐縮ですが、調査の趣旨をご理解いただき、ご回答賜りますようお願い申し上げます。

令和4年●月

松戸市長 本郷谷 健次

この調査票についてのお問い合わせは、下記までお願いいたします

松戸市役所 障害福祉課

電話：047-366-7348（直通）/FAX：047-366-7613

（土、日、祝日、年末年始除く 8：30～17：00）

E-mail：mcshougaihukushi@city.matsudo.chiba.jp

○●ご記入にあたってのお願い●○

(調査票・返信用封筒には氏名を記入しないでください)

1. 質問文の中で「あなた」とある場合は、この調査票が送られたあて名の方（ご本人）をさしています。ご本人がお答えになれないときは、ご家族の方などがご本人の立場からご記入いただいてもかまいません。
2. お答えは、質問にしたがってあてはまる番号を○で囲むか、言葉や数字を記入してください。なお、答えたくないことなどは、無理にお答えいただかなくてもかまいません。
3. ご記入いただきました調査票は、お手数ですが●月●日（●）までに、同封の返信用封筒に三つ折りにして封入し、ポストに投函してください。切手を貼る必要はありません。

松戸市障害者計画策定のための本アンケート調査は、業務を松戸市から受託し、株式会社 名豊が実施しており、調査票送付先も株式会社 名豊となります。なお、調査の実施については松戸市公式ホームページにも掲載がございますので、併せてご参照ください。

URL : [https:// ●●●●/●●●●](https://●●●●/●●●●)

4. インターネットを利用してパソコンやスマートフォン等からも回答できます。下記のURLにアクセスするか、右のQRコードを読み込んでください。

URL : [https:// ●●●●/●●●●](https://●●●●/●●●●)

- 入力する際は、IDを入力してください。

ID : ●●●●●●



- インターネットを利用して回答していただく場合は調査票の返送は不要です。

あなたのことについておたずねします。

問1. あなたご自身のことについてお伺いします。お答えは、あてはまる番号に○印を付けてください。

①あなたの性別

1. 男性

2. 女性

②あなたの年齢（□の中に数字を記入）

令和4年●月●日現在で

満

歳

障害のある人との交流などについておたずねします。

問2. あなたは、今までに障害のある人と日常生活の中でふれあう機会がありましたか。（どちらかに○）

1. ある

2. ない → 問4にお進みください

問2で「1. ある」と回答した方にお伺いします。

問3. そのきっかけはどのようなことですか。（あてはまるものすべてに○）

1. 家族や親戚に障害のある人がいる・いた

5. 学校で一緒に勉強している・した

2. 友人や知人に障害のある人がいる・いた

6. 職場で一緒に働いている・働いた

3. 近所に障害のある人がいる・いた

7. ボランティア活動などで知り合った

4. 地域の行事などで知り合った

8. その他（ ）

問2で「2. ない」と回答した方におたずねします。

問4. あなたは今後、機会があれば 障害のある人と交流してみたいと思う場面で、あてはまるものに○印をつけてください。（2つまでに○）

1. 障害のある人が開く演劇やコンサートなどに行く

2. 障害者団体などが開くバザーなどに行く

3. 障害のある人のスポーツ活動やレクリエーション活動に参加する

4. ボランティア活動に参加する

5. 身近にいる障害のある人に対して、できる範囲で手助けする

6. その他（ ）

7. わからない

8. 交流したいとは思わない

問5. あなたは、障害のある人に関する番組やニュースなどに、関心をお持ちですか。(1つに○)

- | | |
|--------------|--------------|
| 1. きわめて関心がある | 4. ほとんど関心がない |
| 2. ある程度関心がある | 5. どちらともいえない |
| 3. あまり関心がない | |

問6. 「社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、住民一人ひとりが地域、暮らし、生きがいを共に創り、高めあうことができる社会」のことを「地域共生社会」と言います。あなたは、この言葉を知っていましたか。(1つに○)

- | | | |
|--------------|---------------|----------------|
| 1. 内容まで知っていた | 2. 言葉だけは知っていた | 3. この問いで初めて知った |
|--------------|---------------|----------------|

問7. あなたは、次にあげる障害者施策や福祉施策の用語をご存知ですか。(知っているものすべてに○)

- | | |
|------------------------------|---------------------------------------|
| 1. 点字ブロック | 11. 発達障害(自閉症スペクトラム障害、注意欠陥・多動性障害、学習障害) |
| 2. 手話、要約筆記 | 12. 成年後見制度 |
| 3. 身体障害者補助犬
(盲導犬・介助犬・聴導犬) | 13. 特別支援学校 |
| 4. パラリンピック | 14. 特別支援学級 |
| 5. 身体障害者手帳 | 15. 障害者差別解消法 |
| 6. 療育手帳 | 16. NET119 緊急通報システム |
| 7. 精神障害者保健福祉手帳 | 17. 医療的ケア児 |
| 8. 障害者週間 | 18. ライフサポートファイル |
| 9. バリアフリー | 19. 8050 問題 |
| 10. 障害者虐待防止法 | |

問8 障害のある人に関するマーク・標識で知っているものはありますか。(あてはまるものすべてに○)

※障害のある人に関するマーク・標識については、この調査票の巻末【障害のある人に関するマーク・標識(13 ページ～)】を参照してください。

- | | |
|---------------------|----------------------------|
| 1. 障害者のための国際シンボルマーク | 8. ハート・プラスマーク |
| 2. 盲人のための国際シンボルマーク | 9. 手話マーク |
| 3. 身体障害者標識 | 10. 筆談マーク |
| 4. 聴覚障害者標識 | 11. 【白杖SOSシグナル】普及啓発シンボルマーク |
| 5. ほじょ犬マーク | 12. ヘルプマーク |
| 6. 耳マーク | 13. 知っているものはない |
| 7. オストメイトマーク | |

問9. あなたは、地域社会の中に障害のある人への差別・偏見があると思いますか。

(それぞれ1つずつに○)

(1) 身体障害のある人に対して	1. ある	2. ない	3. わからない
(2) 知的障害のある人に対して	1. ある	2. ない	3. わからない
(3) 精神障害のある人(発達障害を含む)に対して	1. ある	2. ない	3. わからない
(4) 難病者に対して	1. ある	2. ない	3. わからない
(5) 障害児に対して	1. ある	2. ない	3. わからない

問10. 差別・偏見の生まれる理由は何であると思いますか。(2つまでに○)

1. 障害者のことがよく理解されていないこと
2. 幼い頃から障害者とふれあう機会がないこと
3. 施設や社会の仕組みが障害者に配慮されていないこと
4. 障害のある人を守るという精神が社会に育っていないこと
5. 弱い立場にある人を軽んじる風潮があること
6. その他 ()

問11. ここ数年、障害のある人たちに対する理解は深まってきていると思いますか。(1つに○)

1. かなり深まってきている
2. ある程度深まってきている
3. あまり深まっていない
4. まったく深まっていない
5. 判断できない・わからない

障害者相談支援についておたずねします。

問 12. 松戸市では障害者等から虐待・差別を含む障害分野の相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行う窓口として基幹相談支援センターを設置しています。

あなたはお住まいの地域の基幹相談支援センターを知っていますか。(1つに○)

1. 知っており、利用している (利用したことがある)
2. 知っているが、利用したことはない
3. 今まで知らなかった

※各基幹相談支援センターの対象地域

	対象地域
中央基幹相談支援センターCoCo	根本・吉井町・小根本・緑ヶ丘・松戸新田・仲井町・稔台・岩瀬・野菊野・胡録台・栄町・栄町西・樋野口・古ヶ崎・上本郷・北松戸・竹ヶ花・竹ヶ花西町・南花島・南花島中町・南花島向町・本町・松戸・小山・二十世紀が丘美野里町・上矢切・中矢切・下矢切・三矢小台・二十世紀が丘柿の木町・二十世紀が丘萩町・大橋・栗山・河原塚・田中新田・紙敷・東松戸・秋山・高塚新田・和名ヶ谷・二十世紀が丘丸山町・二十世紀が丘中松町・二十世紀が丘戸山町・二十世紀が丘梨元町
小金基幹相談支援センターおんぷ	幸田・中金杉・平賀・東平賀・殿平賀・久保平賀・大金平・大谷口・小金・小金きよしヶ丘・小金上総町・小金清志町・二ツ木・二ツ木二葉町・根木内・小金原・栗ヶ沢・八ヶ崎・横須賀・新松戸・新松戸東・新松戸北・旭町・外河原・七右衛門新田・主水新田・新松戸南・西馬橋・西馬橋相川町・西馬橋蔵元町・西馬橋幸町・西馬橋広手町・馬橋・三ヶ月・幸谷・八ヶ崎緑町・中根・新作・中根長津町・中和倉
常盤平基幹相談支援センターふれあい	金ヶ作・千駄堀・常盤平・常盤平双葉町・常盤平西窪町・常盤平陣屋前・常盤平柳町・牧の原・日暮・常盤平松葉町・串崎南町・串崎新田・松飛台・五香・五香西・五香南・五香六実・高柳・高柳新田・六実・六高台西・六高台

問 13. 松戸市では、高齢者総合相談窓口を拡充し、平成 30 年度から「福祉まるごと相談窓口」を設置しています。福祉に関する困りごと（ダブルケアの相談・サービスや制度を知りたい・どこに相談してよいかわからないなど）の相談窓口です。専門職と一緒に考え、必要なサービスを紹介したり、担当の課におつなぎしています。あなたは、「福祉まるごと相談窓口」を知っていますか。
(1つに○)

1. 知っており、利用している（利用したことがある）
2. 知っているが、利用したことはない
3. 今まで知らなかった

問 14. 障害者虐待防止法では、家族、施設の職員、雇用主から障害者が虐待を受けていることに気づいた人は、市の窓口に通報することが義務付けられています。松戸市の通報窓口は、「障害者虐待防止・障害者差別相談センター」です。あなたは、「障害者虐待に気付いた人の通報義務」について知っていますか。(1つに○)

1. 知っている
2. 知らない

問 15. 松戸市において、障害者虐待の防止をさらに推進するために、どのようなことをすればよいと思いますか。(あてはまるもの全てに○)

1. 市が虐待を無くしていくという姿勢や取組を明確に示す
2. 児童虐待や高齢者虐待の防止のための取組と、一体となって取組を行う
3. 地域における声かけ、見守りなどの虐待防止に資する取組を推進する
4. 市民向けの講演会など、啓発活動をもっと充実させる
5. 虐待の通報先をもっと広報する
6. 虐待防止に関わる市や事業所の職員の人材育成にもっと取り組む
7. その他 ()
8. わからない

問 16. 平成 28 年 4 月 1 日から「障害者差別解消法」が施行されました。この法律では、国や市区町村といった行政機関や、会社やお店などの民間事業者が、「障害を理由とする差別」をなくし、すべての人が障害のあるなしにかかわらず、お互いに人格と個性を尊重しあいながら共に生きる社会をつくることを目指しています。あなたは、「障害者差別解消法」を知っていますか。(1つに○)

1. 知っており、内容も理解している
2. 言葉は知っているが、内容まではわからない
3. 今まで知らなかった

問 17. 障害者差別解消法では、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応すること(合理的配慮の提供)を求めています。あなたは、合理的配慮を知っていますか。(1つに○)

- | |
|----------|
| 1. 知っている |
| 2. 知らない |

地域での福祉活動についておたずねします。

問 18. あなたは、今後、障害のある人の支援について、誰が主体になって取り組むのが望ましいとお考えですか。3つまで選び、重要と思う順番に「1」「2」「3」の数字を入れてください。

(重要と思う順に「1」「2」「3」の数字を入れてください。)

	1. 障害当事者（障害のある人本人やその家族、親族）
	2. 行政
	3. 隣近所の人
	4. 友人・知人
	5. ボランティア
	6. 障害福祉サービス事業所
	7. その他（ ）

問 19. あなたは福祉を充実させるために、地域でどのようなことをしたいと思いますか。(1つに○)

- | |
|--|
| 1. 施設や地域でのボランティア活動に参加したい |
| 2. 専門的な資格を取り、職業として福祉に関わりたい |
| 3. ボランティア活動に参加することは難しいが、援助が必要な友人や知人などにできる限りのことをしたい |
| 4. 福祉活動の資金を援助したい（募金や寄付など） |
| 5. 自分のことで手一杯なので、今のところは何もできない |
| 6. 地域での福祉活動に関心がない |
| 7. その他（ ） |

問 20. 現在、あなたは障害のある人やお年寄りなどのためのボランティア活動に参加していますか、または、参加したことがありますか。(1つに○)

1. 現在参加している

2. 過去に参加したことがあるが、現在は参加していない

3. 今までまったく参加したことはない

→ 問22にお進みください

問 20 で「1. 現在参加している」と回答した方におたずねします。

問 21. それはどのような活動ですか。(あてはまるものすべてに○)

1. 声をかけたり様子を見る

2. 話し相手になる

3. 外出の時の付き添いや送迎

4. 手紙の代読や広報紙・本などの朗読

5. 点訳や手話通訳・要約筆記

6. 家事や買い物

7. 身体介助(入浴介助を含む)

8. 郵便局、市役所などへの用事の代行

9. 留守番

10. 趣味やスポーツなどの指導・介助

11. 福祉団体の行う行事などの手伝い

12. 福祉施設の手伝い

13. その他()

問 20 で「2. 過去に参加したことがあるが、現在は参加していない」または「3. 今までまったく参加したことはない」と回答した方におたずねします。

問 22. あなたが参加していない主な理由は何ですか。(3つまでに○)

1. ボランティア活動が嫌いだから

2. 面倒だし、わずらわしいから

3. 近くにそのような活動をしている人や団体がないから

4. 参加するきっかけがないから

5. 仕事や家事などが忙しく、時間がないから

6. 他の種類のボランティア活動に参加しているから

7. 障害のある人などが、けがや事故にあった時に責任を負えないから

8. 障害のある人などとのコミュニケーションに不安があるから

9. どうすれば参加できるのか、手順や相談相手がわからないから

10. いつ、どこで、何をやっているのか、情報が得られないから

11. 役員にされたり、金銭的な負担をしたりするのがいやだから

12. 参加しても自分や自分の家族にとって何のメリットもないから

13. その他()

14. 特にこれといった理由はない

問 23. 地域での助け合いやボランティア活動を活発にするためには、どのようなことが必要であると思いますか。(3つまでに○)

1. 援助が必要な人、援助をしたい人のための相談体制・情報の充実
2. ボランティア団体の活動内容などの情報提供の充実
3. ボランティア体験などの参加機会の提供
4. ボランティアの知識・技術に関する講習会の開催
5. 活動拠点の提供や活動資金の助成
6. 地域活動やボランティアのリーダーの育成
7. 町会・自治会などの地域活動の活性化
8. その他 ()

問 24. 障害や高齢化などにより判断能力が十分でない方の権利を守る「成年後見制度」を知っていますか。

1. どのような制度か知っている
2. 制度について聞いたことはあるが、具体的な内容は知らない
3. 全く知らない

問 25. 専門職協力員（弁護士、司法書士、社会福祉士など）とペアを組んで、法人後見においてボランティアで活動する「市民後見協力員」について、現在、松戸市で養成講座を実施しております。この制度または講座について、知っていますか。また、今後ご参加いただけますか。

1. 知っており、現在市民後見協力員として活動している
2. 知っており、今後参加したい
3. 知っているが、参加する予定はない
4. 知らない

問 26. 市民後見協力員を増やしていくためには、どのような取り組みが必要だと思いますか。(一番重要だと思うものに○)

1. 周知・広報
2. 相談できる窓口
3. 報酬の保障（ボランティアでは難しい）
4. その他 ()

福祉のまちづくりについておたずねします。

問 27. 公共施設や道路、交通機関などといった生活環境を改善し、障害のある人やお年寄り、子どもなどが移動しやすく、社会参加しやすいようなまちづくりを進めよう」(=「バリアフリーの」まちづくり)という考え方や動きが各地で見られるようになりました。このようなまちづくりの考え方について、どのように思いますか。(1つに○)

1. 積極的に進めるべきだ
2. できることから改善すればよい
3. 現状のままでやむを得ない
4. 判断できない・わからない

問 28. 市内の公共施設や道路、交通機関について、障害のある人やお年寄り、子どもなどのために改善する必要があると思うのはどのような点ですか。(3つまでに○)

1. 歩道の設置・歩道の拡幅
2. 道路の段差解消
3. 点字ブロック・音声式信号機の導入
4. 多目的トイレの設置(車いすで使用できる広さや手すりがある、オストメイト対応の設備があるなど)
5. 障害者用駐車場(スペース)の設置
6. 施設出入り口のスロープ化や拡幅、自動ドア化など
7. エレベーター・エスカレーターの設置
8. 廊下・階段の拡幅・手すりの設置
9. リフト付低床バスの導入
10. わかりやすい案内板や表示
11. その他 ()
12. 特にない・わからない

障害のある人への福祉についておたずねします。

問 29 障害のある人が気軽に外出したり、地域の行事に参加できるなど、松戸市は「障害のある人にとって社会参加しやすいまち」だと思いますか。(1つに○)

1. 思う
2. 思わない
3. わからない

問 30. 障害のある人のために、市はどのようなことに力を入れる必要があると思いますか。
(5つまでに○)

1. 在宅福祉の充実(ホームヘルパーの派遣やショートステイなどの福祉サービス)
2. 総合的な相談窓口の整備、情報の提供
3. 医療やリハビリテーションの充実
4. 障がい者の福祉サービスの充実
5. 障害の予防、早期発見、保健指導体制の充実
6. 就労の援助や雇用の促進
7. 障害のある人がスポーツや趣味を楽しむ機会や場の確保
8. 道路や交通機関などのバリアフリーのまちづくりの推進
9. 障害のある人のための防災体制の確立
10. 障害のある人への経済的支援の充実
11. 障害や障害のある人に対する差別・偏見をなくすための啓発活動
12. 障害のある人との交流の促進
13. 障害のある人のコミュニケーションを支援する施策(手話通訳・要約筆記など)の充実
14. 地域での助け合いやボランティア活動への支援
15. 障害のある人の権利を擁護するための施策の推進
16. その他 ()
17. 特にない・わからない

「手話」についておたずねします。

問 31. あなたは「手話」ということばを知っていますか。(1つに○)

1. 知っているし、日常的に使っている
2. 知っているし、挨拶など簡単な手話なら使うことができる
3. 知っているが、使えない
4. 知らない → 問34にお進みください

問 31 にて「1. 知っているし、日常的に使っている」「2. 知っているし、挨拶など簡単な手話なら使うことができる」「3. 知っているが、使えない」と回答した方にお伺いします。

問 32. 「手話」を知ったきっかけは何ですか？(1つに○)

- | | |
|--------------------|--------------------------------|
| 1. テレビ（ドラマ、ニュースなど） | 4. 職場 |
| 2. イベント（講演会など） | 5. 病院 |
| 3. 学校・サークル活動 | 6. その他（ ） |

問 31 にて「1. 知っているし、日常的に使っている」「2. 知っているし、挨拶など簡単な手話なら使うことができる」と回答した方にお伺いします。

問 33. 実際に手話を使って良かったと思えたことがあれば教えてください。

1. 自分の意思を伝えることができた
2. 手話を使うことで相手が喜んでくれた・心を開いてくれた
3. 耳が聞こえない人の経験や生活を教えてもらうことができた
4. 手話の他に口話や筆談の選択肢もあることを知れた
5. ボランティアで役に立った
6. 手話のわからない人が興味を持ってくれた
7. 特にない・機会がない

問 34. あなたはコミュニケーションの手段として手話を使ってみたいと思いますか。(1つに○)

1. 積極的に手話を学んで使いたい
2. 必要とする場面があれば使いたい
3. 使いたくない

問 34 にて「 1. 積極的に手話を学んで使いたい」と回答した方にお伺いします。

問 35. どのような理由・場面で手話を使ってみたいと思いますか。(あてはまるものすべてに○)





- | | |
|-------------------|---|
| 1. 親族との会話 | 5. ボランティア・サークル活動 |
| 2. 友人・知人などとの会話 | 6. 手話通訳者として |
| 3. 学校・職場 | 7. その他 () |
| 4. 買い物、病院など出先での支援 | |

問 36. 最後に、今までお伺いしたこと他に、ご意見・ご要望・ご感想などがありましたら、お聞かせください。

質問は以上で終わりです。お忙しいところ、ご協力ありがとうございました。
ご記入いただきましたアンケート用紙は、●月●日(●)までに同封の返信用封筒
に三つ折りにして封入し、ポストに投函くださいますようお願いいたします。
切手を貼る必要はありません。
インターネットを利用して回答していただく場合は調査票の返送は不要です。

【障害のある人に関するマーク・標識】問8

	名称	マーク・標識	概要等
1	障害者のための国際シンボルマーク		障害のある人が利用できる建物、施設であることを明確に表すための世界共通のシンボルマークです。マークの使用については国際リハビリテーション協会の「使用指針」により定められています。
2	盲人のための国際シンボルマーク		世界盲人連合で1984年に制定された盲人のための世界共通のマークです。視覚障害者の安全やバリアフリーに考慮された建物、設備、機器などに付けられています。信号機や国際点字郵便物・書籍などで身近に見かけるマークです。
3	身体障害者標識		肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、マークの表示については、努力義務となっています。
4	聴覚障害者標識		聴覚障害であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、マークの表示については、義務となっています。
5	ほじょ犬マーク		身体障害者補助犬法の啓発のためのマークです。 身体障害者補助犬とは、盲導犬、介助犬、聴導犬のことを言います。「身体障害者補助犬法」において、公共の施設や交通機関はもちろん、デパートやスーパー、ホテル、レストランなどの民間施設は、身体障害のある人が身体障害者補助犬を同伴するのを受け入れる義務があります。
6	耳マーク		聞こえが不自由なことを表すと同時に、聞こえない人・聞こえにくい人への配慮を表すマークです。また、窓口等に掲示されている場合は、聴覚障害者へ配慮した対応ができることを表しています。
7	オストメイトマーク		オストメイトとは、がんなどで人工肛門・人工膀胱を造設している排泄機能に障害のある障害者のことをいいます。 このマーク（JIS Z8210）は、オストメイトのための設備（オストメイト対応のトイレ）があること及びオストメイトであることを表しています。
8	ハート・プラスマーク		「身体内部に障害がある人」を表しています。身体内部（心臓、呼吸機能、じん臓、膀胱・直腸、小腸、肝臓、免疫機能）に障害がある方は外見からは分かりにくいいため、様々な誤解を受けることがあります。

	名称	マーク・標識	概要等
9	手話マーク		耳が聞こえない人が手話でのコミュニケーションの配慮を求めるときに提示したり、役所、公共及び民間施設・交通機関の窓口、店舗など、手話による対応ができるところが掲示できます。また、イベント時のネームプレートや災害時に支援者が身に着けるビブスなどに掲示することもできます。
10	筆談マーク		耳が聞こえない人、音声言語障害者、知的障害者や外国人などが筆談でのコミュニケーションの配慮を求めるときに提示したり、役所、公共及び民間施設・交通機関の窓口、店舗など、筆談による対応ができるところが掲示できます。また、イベント時のネームプレートや災害時に支援者が身に着けるビブスなどに掲示することもできます。
11	【白杖SOSシグナル】 普及啓発シンボルマーク		白杖を頭上 50cm 程度に掲げて SOS のシグナルを示している視覚に障害のある人を見かけたら、進んで声をかけて支援しようという「白杖 SOS シグナル」運動の普及啓発シンボルマークです。
12	ヘルプマーク		義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、または妊娠初期の方など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることができるマークです（JIS 規格）。